

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和8年5月29日

綾川町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無		
○				綾川町西分地先 外	無	令和8年度 ～ 令和12年度	池の浦活動組織
○				綾川町陶地先 外	無	令和8年度 ～ 令和12年度	丸山揚水グループ活動組織
○				綾川町山田上地先 外	無	令和8年度 ～ 令和12年度	遠郷地域資源保全活動組織
○				綾川町山田上地先 外	無	令和8年度 ～ 令和12年度	中鎌手活動組織
○				綾川町粉所西地先 外	無	令和8年度 ～ 令和12年度	朽木大池水利組合
○				綾川町粉所東地先 外	無	令和8年度 ～ 令和12年度	竹本多面取組事業団